

審 査 基 準

令和 4 年 4 月 28 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項第 1 号～第 6 号、第 8 号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第 1 条（許可及び届出の一般的手続）、第 5 条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：20 日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：